

2019年6月12日

株 主 各 位

札幌市中央区北一条東二丁目5番2号
エコモット株式会社
代表取締役 入澤 拓也

「第13期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年6月11日付でご送付及び2019年6月10日付で当社ウェブサイトに掲載しました、当社「第13期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類中「第1号議案 定款一部変更の件」について、議案の一部に修正がございます。

謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記の通り修正の内容についてご通知申し上げます。

敬具

記

株主総会参考書類

1. 修正箇所

第13期定時株主総会招集ご通知

第1号議案 定款一部変更の件

2. 変更の内容

2. 修正内容

修正箇所は、二重下線を付しております。

<修正前>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u>
	<u>(第14期の事業年度)</u>
(新 設)	第1条 第39条の規定にかかわらず、第14期の <u>事業年度は、2019年4月1日から2020 年8月31日までの17か月間とする。</u>
	<u>(第14期の中間配当の基準日)</u>
(新 設)	第2条 第41条の規定にかかわらず、第14期 <u>の事業年度の中間配当の基準日は、</u>

(新 設)	<u>2019年9月30日とする。</u>
	(附則の有効期限) 第3条 本附則第1条から第3条は、2020年8月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

<修正後>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	(第14期の事業年度) 第1条 第39条(事業年度)の規定にかかわらず、第14期の事業年度は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月間とする。
(新 設)	(第14期の中間配当の基準日) 第2条 第41条(中間配当)の規定にかかわらず、第14期の事業年度の中間配当の基準日は、2019年9月30日とする。
(新 設)	(効力発生日の特例) 第3条 第12条(招集)、第13条(定時株主総会の基準日)、第40条(剰余金の配当の基準日)第1項の規定の変更は、2020年2月1日からその効力を生じる。
(新 設)	(附則の有効期限) 第4条 本附則第1条から第4条は、2020年8月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

3. 議決権行使書用紙について

株主の皆様にお送りした議決権行使書用紙につきましては、議決権のご行使のためにそのままお使いいただけます。また、すでに議決権行使書用紙を用いて行使された議決権につきましては、第1号議案に関しては、上記の修正後の議案に対する議決権のご行使として取り扱わせていただきます。すでに行使された議決権のご行使内容を変更されたい場合は、お手数ですが、株主総会当日のご出席により改めて議決権を行使されるか、下記の連絡先へご一報くださいますようお願い申し上げます。

<連絡先>

株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

電話 0120-707-843 (フリーダイヤル)

受付時間 土・日・祝日等を除く平日9:00~17:00

以 上